

令和8年度（2026年度）整備豊中市保育所・幼保連携型認定こども園設置及び運営者募集FAQ

| 内容           | No. | 質問（Q）                                                                                                                                                                                                                                              | 回答（A）                                                                                                                     | 備考 |
|--------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 施設・設備の基準について | 1   | 内装レイアウトで廊下は必要でしょうか。また、保育室はパーテーション等での間仕切りだけで対応可能でしょうか。                                                                                                                                                                                              | 廊下は必置ではありませんが、保育所等を設置・運営していくにあたっての基準（条例等参照）を満たす必要があります。また、保育室をパーテーションで間仕切することは問題ありませんが、調理室、トイレ等については衛生面に配慮したかたちで、ご提案ください。 |    |
|              | 2   | トイレ内の便器の数に規定はありますか。                                                                                                                                                                                                                                | トイレ内の便器の設置数に規定は設けておりませんが、保育所等を運営していくにあたって必要と思われる設置数でご提案ください。                                                              |    |
|              | 3   | 一時預かり事業を実施する場合、別途、一時預かりスペースを設置する必要はありますか。                                                                                                                                                                                                          | 一時預かりスペースの設置をお願いします。                                                                                                      |    |
|              | 4   | 園庭について、近隣の公園を活用してもよいのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                        | 園敷地内に基準上必要な面積分の園庭を設ける必要があります。                                                                                             |    |
|              | 5   | 土地利用にあたって、何か配慮すべきことはありますか。                                                                                                                                                                                                                         | 各地域（各自治会）によって取り決め等をしている場合がありますので、応募事業者において調査し、ご計画ください。                                                                    |    |
| 提出書類について     | 6   | 応募申込書には押印は不要でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                 | 全ての様式について押印は不要です。                                                                                                         |    |
|              | 7   | 社会福祉法人監査報告書の過去の原本を紛失している場合、どういった取り扱いになるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                     | 施設所管の市町村等に相談し、ご準備ください。                                                                                                    |    |
|              | 8   | 運営施設の監査状況について、令和4年度（2022年度）に開園した施設が複数ある場合、全ての監査書類の提出が必要でしょうか。もしくは、最も直近で監査を受けた1施設の書類が必要でしょうか。<br>例）令和4年（2022年）4月1日に開園した施設が3園ある場合<br>a. 3園について、令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）の監査書類を提出<br>b. 3園の中で最も直近で監査を受けた1施設について、令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）の監査書類を提出 | 令和4年度（2022年度）に開園した全ての施設の監査書類が必要です。（左記例示のa）                                                                                |    |
|              | 9   | 現在運営している施設のパンフレットは、全施設分が必要でしょうか。                                                                                                                                                                                                                   | 全施設分は不要です。何施設分を添付するかは任意となりますが、応募書類が過度に多くならないようにしてください。                                                                    |    |
|              | 10  | 提出書類5-②基本設計図面等の④施設の状況とはどのような資料のことでしょうか。                                                                                                                                                                                                            | 計画している施設全体のイメージが分かる図（パース図・写真等）をご提出ください。                                                                                   |    |
|              | 11  | 様式11「借入金返済計画書」は、借入金が無く自己資金の場合は提出する必要はないのでしょうか。                                                                                                                                                                                                     | 白紙でご提出ください。                                                                                                               |    |

| 内容        | No. | 質問（Q）                                                                                                                                                                      | 回答（A）                                                                                                 | 備考 |
|-----------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 整備補助金について | 12  | 提出書類7-②決算書等の「代表者の所得税及び市（府）民税について、滞納のないことの証明書（直近3年分）」は、所得税は納税証明書（その4）の指定がありますが、市（府）民税については種類の指定はあるのでしょうか。<br>また、本社が東京にあり、代表者が東京都在住なのですが、所得税及び市（府）民税は東京のものを取得・提出すればよいのでしょうか。 | 指定はありません。各市町村（都道府県）で定められている所定の様式にてご提出ください。<br>また、取得する市町村（都道府県）については、代表者の方が在住している市町村（都道府県）のものをご提出ください。 |    |
|           | 13  | 銀行発行の残高証明書は原本が必要でしょうか。また、全行分の取得が期日までにできない場合、預金通帳の写しでの提出は可能でしょうか。                                                                                                           | 銀行発行の残高証明書については、原本ではなく写しの提出も可とします。預金通帳の写しを代替書類とすることはできません。                                            |    |
|           | 14  | 提出書類7-②決算書等の「借入残高に関する法人の申出書」とは、借入残高証明書という認識でよろしいでしょうか。また、代替書類として、融資残高証明書を提出することは可能でしょうか。                                                                                   | お見込みのとおりです。また、様式2「事業者の概要」における預金・長期借入等の状況と整合性がとれる内容としてください。                                            |    |
|           | 15  | 就学前教育・保育施設整備交付金について、外構部分も補助対象になるのでしょうか。                                                                                                                                    | 外構工事費のうち、防犯対策に係る経費（門扉、フェンス等）を除く経費については補助対象外となります。                                                     |    |
|           | 16  | 認定こども園整備に係る補助金の金額と対象経費を教えてください。                                                                                                                                            | 募集要項11ページをご確認ください。応募段階で事務局による金額の試算は行いません。<br>なお、各要綱はあくまで現段階のものであり、令和8年度（2026年度）の補助内容は未定です。            |    |
|           | 17  | 工事事業者は入札を実施する必要がありますか。                                                                                                                                                     | 整備補助金を活用する場合、入札を行う必要があります。                                                                            |    |
|           | 18  | 工事事業者の入札を行う際は、豊中市指定の工事事業者限定なのでしょうか。                                                                                                                                        | 豊中市指定以外の工事事業者でも入札参加が可能です。                                                                             |    |
|           | 19  | 入札参加条件はあるのでしょうか。                                                                                                                                                           | 参考資料「民間保育所整備事業の手引」を参照してください。                                                                          |    |

| 内容          | No. | 質問（Q）                                                                                                                                                                                            | 回答（A）                                                                                                                                                    | 備考      |
|-------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| その他         | 20  | 定員について、段階的に認可定員を増やしていく計画は可能でしょうか。<br>（例）1年目60名、2年目70名、3年目80名                                                                                                                                     | 市は、ニーズ量調査等に基づいた計画に沿って保育定員を確保していることから、認可定員を変更する際は、その都度、事前に市との協議並びに変更申請等が必要です。なお、開園初年度等において、実際の利用児童が少ない場合は、開園翌月以降に利用状況を反映して、認可定員を超えない範囲で利用定員の変更を行うことは可能です。 |         |
|             | 21  | 初年度から利用定員の弾力化は可能でしょうか。                                                                                                                                                                           | 新規開園時には、4、5歳児に欠員が発生する可能性が高いため、初年度から弾力化運用することは可能です。ただし、利用定員の設定は、給付費（公定価格）の単価区分を決定するために必要な人数設定であり、利用定員の超過が恒常的となる場合は適切に利用定員を見直してください。                       |         |
|             | 22  | 定期健康診断について、市職員健康診断の契約単価の相場を示すことは可能でしょうか。                                                                                                                                                         | 契約単価を示すことはできません。                                                                                                                                         |         |
|             | 23  | 募集スケジュールについて、令和9年（2027年）4月1日開園の場合でも令和7年（2025年）12月～翌年2月に認可申請書を作成するのでしょうか。また、職員名簿も必須でしょうか。                                                                                                         | 令和9年（2027年）4月1日開園に向けて、市条例で定める認可基準を満たしていることを確認し、認可の手続きを進めるために、その時期での作成が必要となります。なお、職員名簿につきましては、採用予定者も含め作成してください。                                           |         |
| 募集要項公表後追加項目 | 24  | 「社会福祉法人に係る審査基準」3(4)に「当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合（財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。）は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。」とあるが、前年に保育施設等を複数整備したことや、人事院勧告により生じた職員への臨時賞与等による影響は排除してよいでしょうか。 | 不可です。当該年度特有の要因とは、災害等の発生により建物修繕等の緊急の支出があったことや、例年になく寄付を受けた等を想定したものであり、通常の事業運営における支出については該当しません。                                                            | 9月16日追加 |
|             | 25  | 医務室は医務スペースとして事務室内に設けてもよいでしょうか。                                                                                                                                                                   | 可能ですが、カーテン等の仕切りを設けるなどして対象児童の安静や他児への感染防止に配慮してください。                                                                                                        | 9月16日追加 |